

新大宮上尾道路(与野～上尾南)景観検討会議 (第2回)

令和元年11月26日

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所
首都高速道路株式会社東京西局プロジェクト本部

目次

1	自治体の景観計画	2
2	高架橋の景観検討	4
3	附属物の景観上の配慮方針	8
4	自治体の景観計画との整合	9
5	今後の予定	10

1 自治体の景観計画

■さいたま市（景観行政団体）→「さいたま市景観計画」を適用

区域	形態意匠に関する景観形成基準（抜粋）
景観誘導区域 （市街化区域）	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の建築物等との調和に配慮する ●街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める ●建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する
景観保全区域 （市街化調整区域）	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の自然景観やみどりとの調和に配慮する

色彩の基準 →「さいたま市景観色彩ガイドライン」を適用（許容値を規定）

区域	部位	色相	明度	彩度
景観誘導区域 （商業・業務地系）	外壁	OR～5Y	基準値なし	6以下（推奨：2以下）
		その他	（推奨：4以上8以下）	2以下（推奨：1.5以下）
景観誘導区域 （住宅地系）	外壁	OR～5Y	基準値なし	6以下（推奨：2以下）
		その他	（推奨：4以上8以下）	2以下（推奨：1以下）
景観誘導区域 （工業地系）	外壁	OR～5Y	基準値なし	6以下（推奨：2以下）
		その他	（推奨：4以上9以下）	2以下（推奨：1.5以下）
景観保全区域 （田園地系）	外壁	OR～5Y	基準値なし	4以下（推奨：2以下）
		その他	（推奨：4以上8以下）	2以下（推奨：1以下）

1 自治体の景観計画

■上尾市 → 「埼玉県景観計画」を適用

区域	行為の制限に関する事項～景観形成基準（抜粋）
都市区域 （用途地域が定められている地域）	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠景～中景（広域景観の中でのあり方） <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的に景観特性を捉え地域景観に与える影響に留意する ・ 優れた眺望を大切にし視点場からの眺望の保全に配慮する
田園区域 （関越道以東の市街化調整区域）	<ul style="list-style-type: none"> ● 中景～近景（周辺景観の中でのあり方） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観は周辺の景観と調和した素材や色彩とする ・ 周辺の景観との連続性に配慮し圧迫感を生じないようにする ・ まち並みや建築物と調和した形態とし、その外観は周辺の景観との連続性に配慮し位置をそろえる

色彩の基準（制限範囲を規定）

色相	都市区域	田園区域
7.5R から7.5Y	彩度6を超える	明度2を超え かつ彩度6を超える 明度2以下
7.5RPから7.5R（7.5Yは含まない） 7.5Y から7.5GY（7.5Yは含まない）	彩度4を超える	明度2を超え かつ彩度4を超える 明度2以下
7.5GYから7.5RP（7.5GY, 7.5RPは含まない）	彩度2を超える	明度2を超え かつ彩度2を超える 明度2以下
N	—	明度2以下

2 高架橋の景観検討

■景観整備方針

[景観形成の目標像]

市街地から田園景観へと移り変わる風景に調和した道路整備

■周辺の景観等への配慮の考え方

- ◇都市景観（与野～宮前）と緑豊かな郊外景観（宮前～上尾南）、それぞれの特性や魅力に配慮し、周辺景観に馴染む高架橋デザイン・色彩とする。
- ◇出入口等の道路形態の変化点及び開通済み区間も含めて、高架橋としての連続性・デザインの一貫性を確保する。
- ◇維持管理性にも配慮しつつ、長期に渡って清潔感や美しさが保たれるようにする。

■住民等の利用を考慮した整備の考え方

- ◇沿道の生活者、一般国道走行中の視点を考慮し、大規模構造物による圧迫感や付属物等による煩雑感の軽減に配慮する。
- ◇快適な走行環境を創出するため、専用部の走行視点において、すっきりとした道路内景観を確保するとともに、外への眺望や閉塞感の軽減に配慮する。

出典：『新大宮上尾道路(与野～上尾南)景観検討会議(第1回)』(R1/6/27)

2 高架橋の景観検討

■各区間の景観特性



新大宮バイパス区間 (延長 5Km) 与野JCT (仮称) ~ 宮前
上尾道路区間 (延長 3Km) 宮前 ~ 上尾南出入口 (仮称)

新大宮上尾道路 (与野 ~ 上尾南 : 延長約 8.0km)

供用済み区間

与野JCT ~ 宮前

宮前 ~ 上尾南

郊外・都市 Urban Texture

郊外・田園 Natural Texture

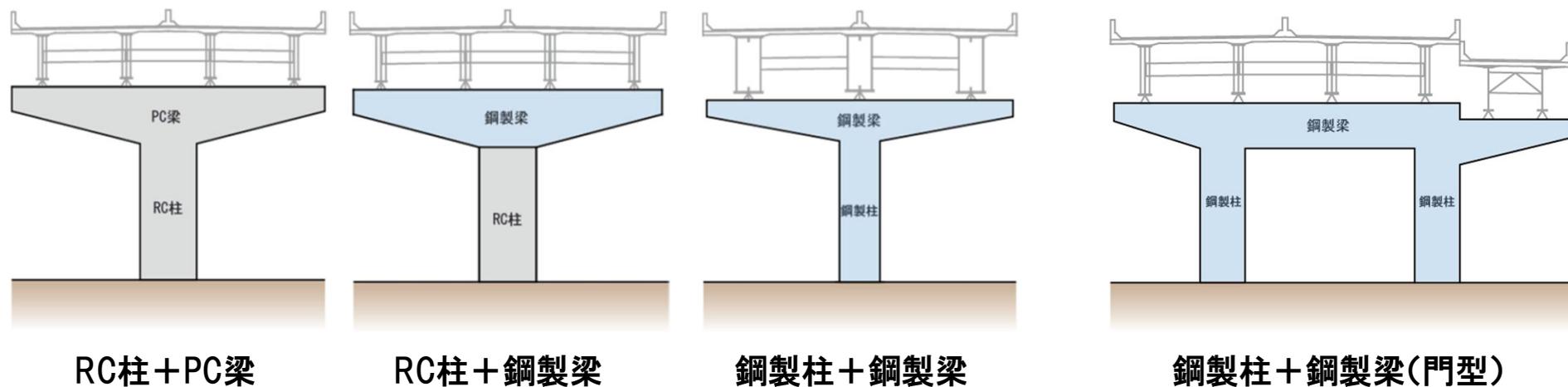
2 高架橋の景観検討

■高架橋デザインの方針

- 【課題】
- ・ 延長 8 km の高架橋区間には渡河橋、跨線橋、跨道橋等があり、構造規模が大小様々である
 - ・ それぞれの構造上の制約から、高架橋の構造形式、桁や橋脚の形状や大きさが多様になる

- 【方針】
- ・ 高架橋の美しさの源は「連続性」にあることから、異種構造物の接続部等は、可能な限り滑らかに接続する
 - ・ 大規模な構造物は、圧迫感を軽減するべく形状と色彩を工夫する

(一般的な構造の例)



2 高架橋の景観検討

■候補色(案)の抽出

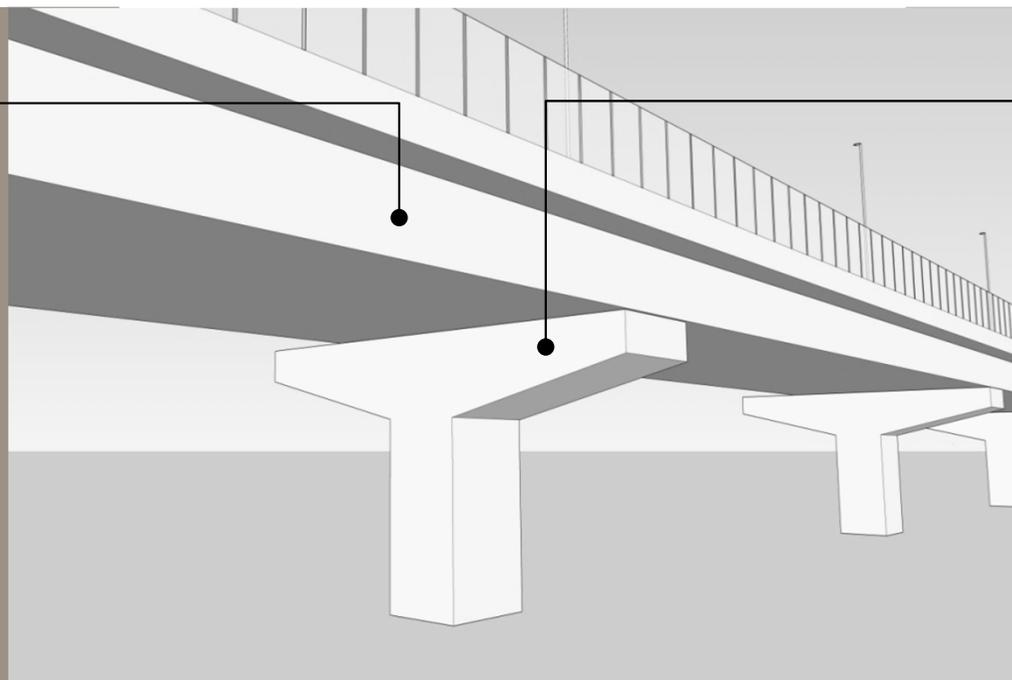
【課題】

- ・ 南から北へ、市街地から田園景観へと移り変わる傾向が見られる
- ・ 宮前ICから北方面の土地利用も都市的な用途に既に変遷しつつある
- ・ 検討区間内で多様な形式の橋桁や橋脚が混在する

【候補色抽出の考え方】

- ・ 区間内で変化するどのような景観特性にも馴染む色彩を選定する
- ・ 混在する構造形式の違い、橋桁と橋脚のとり合わせを踏まえ、色彩コーディネートにより区間全体での統一感と連続性を確保する

桁の色彩は
区間内で変化するどのような景観特性にも馴染むものとしてグレイッシュベージュ系を選定する



橋脚は鉄筋コンクリート構造と鋼製とが混在し、T型、門型などの形状も混在する
従って鋼製橋脚の色彩はコンクリートに近似したオフグレー系とする

3 附属物の景観上の配慮方針

■附属物整備の配慮方針

- 高架橋としての連続性・デザインの一貫性を確保する
- 長期に亘る清潔感・維持管理性に配慮する
- 附属物による煩雑感の軽減に配慮する
- すっきりとした道路内景観を確保するとともに、外への眺望や閉塞感の軽減に配慮する

主な附属物	景観上の配慮方針
①遮音壁	<ul style="list-style-type: none">・取付端部や構造変化部における煩雑感の軽減・支柱取付部等による煩雑感の軽減・走行空間からの眺望の確保、閉塞感の軽減
②道路照明	<ul style="list-style-type: none">・照明柱設置のための壁高欄拡幅による高架橋としての不連続感や煩雑感の軽減・すっきりとした道路内景観を確保
③門型標識柱	<ul style="list-style-type: none">・門型標識柱と橋脚の位置ずれによる煩雑感の軽減
④排水管	<ul style="list-style-type: none">・排水管や支持金具による煩雑感の軽減

4 自治体の景観計画との整合

■ **さいたま市**（景観行政団体） → 「さいたま市景観色彩ガイドライン」を適用：許容値を規定

区域	部位	色相	明度	彩度
景観誘導区域 (商業・業務地系)	外壁	0R~5Y	基準値なし	6以下 (推奨:2以下)
		その他	(推奨:4以上8以下)	2以下 (推奨:1.5以下)
景観誘導区域 (住宅地系)	外壁	0R~5Y	基準値なし	6以下 (推奨:2以下)
		その他	(推奨:4以上8以下)	2以下 (推奨:1以下)
景観誘導区域 (工業地系)	外壁	0R~5Y	基準値なし	6以下 (推奨:2以下)
		その他	(推奨:4以上9以下)	2以下 (推奨:1.5以下)
景観保全区域 (田園地系)	外壁	0R~5Y	基準値なし	4以下 (推奨:2以下)
		その他	(推奨:4以上8以下)	2以下 (推奨:1以下)

グレイッシュ
ベージュ系
10YR

明度5~7
彩度1内外

オフグレー系
5Y

明度7~8
彩度1以内

■ **上尾市** → 埼玉県景観計画を適用（一般課題対応区域）：制限値を規定

色相	都市区域	田園区域
7.5R から7.5Y	彩度6を超える	明度2を超え かつ彩度6を超える 明度2以下
7.5RPから7.5R (7.5Yは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	彩度4を超える	明度2を超え かつ彩度4を超える 明度2以下
7.5GYから7.5RP (7.5GY, 7.5RPは含まない)	彩度2を超える	明度2を超え かつ彩度2を超える 明度2以下
N	—	明度2以下

すべて
適合

5 今後の予定

